

◆マイナンバーとは？

マイナンバーとは、一人ひとり異なる12桁の番号で、個人が特定されないように住所地や生年月日など関係のない番号が割り当てられ、社会保障・税・災害対策の分野で利用されます。

マイナンバーは生涯にわたって使うものであり、原則変わりませんので大切にしてください。



マイナンバーは平成27年10月から12月にかけて、日本国内の全住民に通知されます。

マイナンバー 制度が始まります！



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

◆マイナンバーのメリット

1

公平・公正な 社会の実現

マイナンバーの活用により、所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなります。

負担を不当に免れることや不正な受給の防止に役立ちます。

本当に困っている人へのきめ細やかな支援ができます。

2

国民の 利便性の向上

福祉などの申請時に、用意しなければならない書類が減ります。

これにより行政手続も簡素化され、国民の負担が軽減されます。

行政機関にある自分の情報を確認したり、さまざまな行政サービスのお知らせを受け取ることがスムーズにできるようになります。

3

行政の効率化

行政事務が効率化され、国民の行政ニーズに、これまで以上にに対応できるようになります。

被災者台帳の作成などにマイナンバーを活用することで、迅速な行政支援が期待できます。



◆今後のスケジュール

平成27年
10月～12月

マイナンバーを 住民票の住所に通知

住民票を有する人に、マイナンバーが記載された「通知カード」が簡易書留で送付されます。

(世帯ごとに送付)

平成28年1月

マイナンバーの 利用開始

税の手続きや医療保険、雇用保険などの社会保障の手続きで、マイナンバーの利用が開始されます。

申請者への「個人番号カード」の交付も始まります。

平成29年1月

個人ごとのポータル サイトの運用開始

マイナンバーを含む自分の情報をいつ、誰が、なぜ提供したのかを、マイナポータルという個人ごとのサイトで確認できます。

行政機関からのお知らせも受け取れます。

平成29年7月

地方公共団体等で 情報連携を開始

情報連携により事務が確実かつスムーズになり、国民の負担が軽減され、暮らしがもっと便利になっていきます。

◆マイナンバーに関するお問い合わせコールセンター (全国共通ナビダイヤル)

日本語:0570-20-0178

外国語:0570-20-0291

※受付時間は、9時30分～17時30分(土・日・祝日、年末年始除く)
この電話には通話料がかかります。

▶通知カード・個人番号カードに関することは、市民課(☎66・1001)へ。

▶マイナンバー制度に関することは、総務課(☎66・1044)へ。

※住民票の住所に送付されますので、今のお住まいの住所と異なる人は、住民票の異動の手続きをお願いします。
(郵便の転送手続をされていても転送されませんのでご注意ください。)

まちなかの空き家を利活用するため、「まちなかエリア空き家情報バンク」を設置します。

これは、空き家の売却・賃貸を希望する人から申し込みを受けた物件を空き家データベースに登録し、利用希望者に紹介するものです。

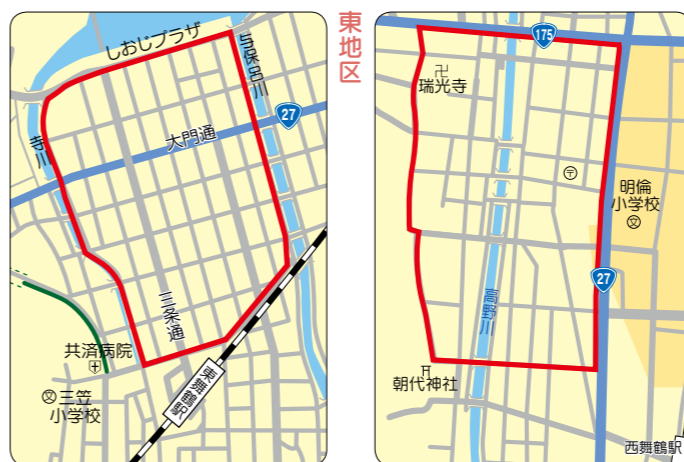
さらに、定住を目的に登録物件を購入もしくは賃借し、住宅の改修工事を行う場合、費用の一部を助成します。



1. 内容

- 「舞鶴市まちなかエリア空き家情報バンク制度要綱」に基づき、対象エリアの空き家の所有者からデータベースへの登録を募集
- 登録後、舞鶴市ホームページなどで空き家情報を公開
- 空き家所有者と利用希望者で直接、物件交渉を行う
- 登録物件を購入もしくは賃借し定住するに当たり、住宅の改修工事を行う場合、「舞鶴市まちなかエリア定住促進空き家再生事業補助金交付要綱」に基づき、その費用の4分の1～2分の1を補助(※上限額あり)

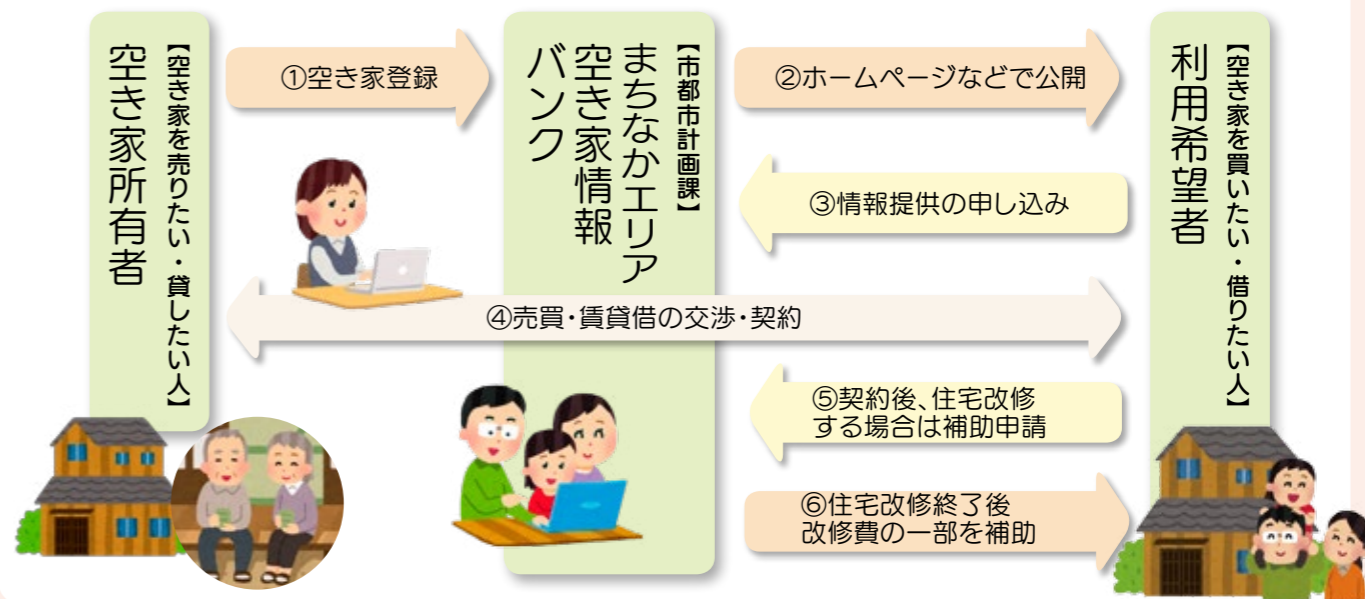
2. まちなかエリアの範囲



まちなかの 空き家を募集 & まちなかの 空き家改修に補助

空洞化する
まちなかへの居住促進

今、「住宅」や「商業施設」などは郊外に拡散し、まちなかでは人が少なくなり、まちの活力や楽しみ、にぎわいが失われることが危ぶまれています。また、人口減少・超高齢社会を迎え、車を利用できないお年寄りなどが商店などを利用しにくくなり、生活が不便になることが予想されます。そこで、まちなか(商店街周辺)での生活拠点を再生するため、9月1日から新たな制度を実施します。



空き家の登録、改修工事費用の補助などの申し込み方法

所定の用紙(都市計画課に備え付け)に必要な事項を記入し、同課へ。
▶詳しくは、都市計画課(☎66・1048)へ。